

実際の判決書（決定書）	ウェブサイト	頁	行
目的とするものではない。 <u>一</u> されば	目的とするものではない。 <u>一</u> されば	1	7
五一六条）。 <u>一</u> そこで、	五一六条）。 <u>一</u> そこで、	2	2
旧刑訴法時代においては、	旧刑訴訟法時代においては、	3	1
被告人が幾 <u>才</u> であつたか	被告人が幾 <u>歳</u> であつたか	6	2